

■ 決定第11号（フジテレビ）

1999（平成11）年12月22日
放送と人権等権利に関する委員会決定第11号

権利侵害申立に関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長 清水 英夫

申立人 福島県いわき市の石材業者
被申立人 株式会社 フジテレビジョン

I. 申立に至る経緯

1998年11月29日、フジテレビの情報番組「スーパーナイト」で、「激撮ご近所戦争 3年間の全記録」（放送時間は24分）のタイトルの下に、福島県いわき市で石材業を営む申立人と、その作業場に隣接する住民（以下「隣人」）との間に生じたトラブルについて放送した。この放送は、トラブルの一方の当事者である隣人から送られてきたビデオテープや録音テープ、及び隣人が3年間にわたって記録した日誌などを基に取材、構成したものである。

この放送に対して申立人は「放送は隣人の嘘の言い分のみを信用した一方的なもので、公正、公平を欠き、終始申立人が悪者として報道され、著しく名誉を傷つけられた」としてフジテレビに抗議した。しかし、「事前の調査と十分な取材に基づいて制作したもので、放送内容に問題はない」とするフジテレビとの間で話し合いがつかず、今年8月、本委員会に申立がなされたものである。

II. 申立人の申立要旨

放送内容は、一貫して申立人を悪者として描いており、納得しがたいものである。フォークリフトの音がうるさいと1回注意されただけで、申立人が3年間も毎日のように隣人宅を訪問し、嫌がらせを続けてきたとして、その場면을繰り返し繰り返し放送した。さらに、放送には隣人に同情するやらせ、捏造の場面があり、申立人の言い分はすべてカットするなど、隣人の嘘の言

い分のみを一方向的に信用し放送した。この放送によって、申立人及び家族の名誉、信用が毀損された。

1. 事実関係（事実誤認、やらせ、捏造）

- ① 平成9年6月から10年10月下旬までの1年4か月間、隣人は玄関前に鉄パイプ及び自転車数台などによってバリケードを作り、何人も出入り出来ないようにしていた。しかし、取材スタッフが来た際に撤去し、申立人が訪問するのを待ち構えていたものである。放送された隣人宅のチャイムを鳴らして帰った場面は2年前のもので、訪問した回数も数回程度であった。
- ② 隣人とのトラブルの原因は「作業場の音がうるさい」というほかに、「作業場からゴミが飛んでくる」、「作業場の建物は違反建築であるから撤去せよ」、「墓石を隣りに置くのは嫌がらせである」など8点あり、騒音だけが原因ではない。
- ③ 「朝6時半窓から出勤、玄関から出るところを見つかりと嫌がらせをされるのだそうである」、「窓はAさん（申立人）の敷地から死角なのである」などのコメント及び窓から出るところの映像はやらせ、捏造である。申立人の自宅と隣人宅との間には2階建てのアパートがあり、隣人宅の様子など見ることは出来ない。
- ④ 車庫に毎日痰を吐いたというなら、隣人宅の防犯カメラに映っているはずである。申立人は常に社会人として責任ある行動をとっている。
- ⑤ 取材期間中、取材最後の日に1回しか隣人宅を訪れていないにもかかわらず、毎日訪れたかのように映像を合成、捏造している。

2. 不適切なナレーションと映像表現

- ① 「私たちが取材に入る1週間前、Aさんは突然隣人宅との境界線沿いに墓石を並べ始めた」、「正面から墓石を見るには隣人の敷地に入らなければならない」、「夜ともなればやはり不気味である」などのナレーションは、隣人に同情的なナレーションである。
- ② 申立人の息子がブロックの破片を隣人に強制的に片付けさせている場面でのやりとりは、息子が一番気にしていることを隣人になじられたための発言で、挑発行為に乘せられたものである。それにもかかわらず隣人の挑発発言は一切放送していない。
- ③ 隣人の妻が申立人に対し“どろぼー”と言っている場面を数回放送し、おまけに刈り込みばさみでチャイムを押す場面を繰り返してスローにして放

送、「指紋を残したくないのか」とご丁寧に解説し、犯罪でもおかしたかのように放送した。

- ④ 「市役所の指導を受けたAさんは、その後毎日のように隣人宅を訪れるようになった。Aさんいわく、作業開始の申し入れだという」とのナレーションは事実無根である。3年間に3回ほど申し入れに訪問したことはあるが、毎日のように行っていない。

3. 公正、公平を欠き、一方的な放送

- ① 申立人が主張した事実をすべてカットしておきながら、自分のことは棚に上げて他人を批判する隣人の嘘の言い分と、申立人に対する誹謗、中傷の場面は放送するなど一方的な内容だった。

- ② ゴミを捨てた場面は、取材スタッフが隣人宅に泊まり込みで来た際、ゴミをこの辺に置いておけば申立人が隣人宅敷地内に必ず捨てることを予想し、仕組んだものである。仕組まれたこととはいえ、自分がゴミを捨てたことは事実で反省している。

隣人宅の物置小屋にカメラと録音機が設置されたことは気づいていたが、取材最後の日に隣人宅を訪問した際、初めてこれがテレビ局のものであり、テレビ局と隣人が仕組んだ卑怯なやり方を知った。

- ③ 申立人が被害者であることを証明する証拠を全部見せたにもかかわらず、テレビ局にとって都合のいいところだけを合成し放送した。申立人が証拠を見せなかったというのは事実と反する。

Ⅲ. 被申立人の答弁要旨

申立人の隣人から取材依頼の手紙と、ビデオテープなどが送られてきた。その中には執拗に隣人宅を訪問しチャイムを鳴らしては立ち去る申立人の姿や、罵声の繰り返し映っており、その通りであれば社会通念上の限度を超えていると判断し、調査・取材を始めた。

執拗なまでのチャイムの訪問や罵声の繰り返しなど、嫌がらせと取られてもおかしくない行為をする者と、その行為を3年にわたり記録し続ける隣人とのケースを取り上げて放送することは、この種のトラブルに対して、有効な解決策を持たない現代社会への警鐘であると考えた。

報道は取材により裏付けられた正確な事実関係に基づくことが不可欠であり、やらせ、捏造による報道は報道機関の使命にもとり許されない。

本番組の制作・放送に当たっても、事前に綿密な取材を行い、正確な事実に基づいて制作した。

1. 「事実関係（事実誤認、やらせ、捏造）」について

- ① 申立人のいうバリケードとは、申立人の訪問を防ぐため隣人宅の玄関前に作られたものだそうである。申立書にはバリケードが設置してある期間、何人も隣人宅に出入り出来ないと書かれているが、そのバリケードを乗り越えてチャイムを押しては去るという、申立人自身の行動が防犯カメラに何度も映っている。
- ② たしかにトラブルの原因はいろいろあるかもしれないが、原因については申立人、隣人双方に話を聞いた上で放送した。
- ③ 申立人宅から隣人宅の玄関の出入りは見ることが出来る。やらせや捏造はない。
- ④ 「駐車場に痰をはいて、“日本一汚ねえ〇〇（隣人名）”と大声で言って自宅へ行く」とのナレーションは、隣人の記録日誌を映し出し、書いてある文章を読んだもので、防犯カメラにも申立人が痰を吐いている映像がある。
- ⑤ 取材期間中の申立人の訪問回数も、申立人は「取材最後の日に1回」と主張しているが、1回でないことは取材VTRで証明できる。

2. 「不適切なナレーションと映像表現」について

- ① 隣人宅に向けて並べられた展示用墓石は13基、正面から墓石を見るには隣人の敷地に入らなければならない。
- ② 挑発があったかどうかは関知しない。この際の隣人の発言は放送上不適切であり、番組上必要ないものと判断し放送しなかった。
- ③ 刈り込みばさみでチャイムを押す場面は、何回も繰り返し放送しておらず、放送は2回で、そのうちの1回は、刈り込みばさみを分かりやすくするため、クローズアップスローをかけたものである。
- ④ 申立書では、作業開始の申し入れを3年間に3回ほどとっているが、隣人宅の防犯カメラ、録音テープでこの主張が事実でないことが証明できる。

3. 「公平、公正を欠き、一方的な放送」について

- ① 申立人には、2回にわたって取材を行い、申立人が隣人から嫌がらせを受けているとの証言部分を含めて、主張の重要な部分は放送した。
- ② 隣人宅に泊まり込んだ事実はない。申立人に通知せず隣人宅に隠れて取材したことについては、防犯カメラに映っているような行動が現実にあるのかどうか、申立人の日常行動を確認するため、確認できた段階で申立

人の取材をしている。ゴミについても仕組んだ事実はなく、防犯カメラに申立人が隣人宅の敷地にゴミを放り込む姿が何度となく映っている。

③ 申立人に対する2回のインタビューの中で、申立人のいう証拠資料を見せてもらったが、テレビでの公開は拒否された。

この番組は、深刻な長期の隣人紛争が起きた時の悲劇的な状況を紹介し、この様な状況に陥らないためにどうすればよいか、陥ったらどうすべきかを、視聴者の身近な問題として取り上げたものである。番組の最後では、弁護士を交えてこうした隣人紛争のエスカレートすることの無意味さや、いかに解決すべきかをスタジオで論議し、近隣同士が紛争を長期化させ、エスカレートさせることの不毛さを強調した。

IV. 委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、申立人及び被申立人から提出された当該番組等の録画を視聴し審理した。また、申立人、被申立人の双方から意見を聴取した。

1. 「事実関係（事実誤認、やらせ、捏造）」について

申立人が隣人宅のチャイムを鳴らした回数、フジテレビの現地取材中に申立人が隣人宅を訪問した回数及び作業開始を申し入れた通告回数、さらに「車庫に毎日痰をはいていた」などの事実については、提出されたビデオテープなどを検討した結果、申立内容は必ずしも正確ではなく、事実誤認とまではいえないものと判断した。また、申立人は、「隣人宅を訪問した映像を連続してつなぎ、いかにも毎日訪問したかのように合成、捏造した」と主張しているが、それらは事実の映像であり、強調ではあっても捏造には当たらず、「出勤や外出する際窓から出る、などの映像やコメントもやらせ、捏造である」との主張も、その正当性を認定するまでには至らなかった。

2. 「不適切なナレーションと映像表現」について

申立人は「毎日のように訪問する」という番組の表現に対し、「毎日のように」訪問した事実はないと主張している。しかし、「毎日のように」という表現は、頻繁さを示そうとしたものであり、特にトラブルの相手方からすれば、文字通り「毎日」ではなくとも「毎日のように」感じたとしても不思議ではなく、当該番組もそのような意味で用いたものと判断する。

しかし、申立人が挑発行為に乗せられての発言だった、と主張する点につ

いては、当該番組が隣人の挑発的発言をすべてカットしたことや、チャイムを刈り込みばさみで押すシーンに「指紋を残したくないのか」というナレーションを入れたことなどは、申立人のイメージをことさら悪くさせる不適切な措置・表現であると考えます。

また申立人は、フジテレビの取材に対し、「被害者はむしろ自分であることを証明する証拠を全部見せたにもかかわらず、テレビ局は都合のいいところだけを合成して放送した」と主張している。当該放送は2回のインタビューを1回にまとめたものであり、それ自体を捏造ということはできないが、「申立人が証拠を見せなかった」という表現は不正確だったと判断する。

3. 「公正、公平を欠き、一方的な放送」について

本件の番組制作は、隣人トラブルの一方の当事者から手紙とビデオテープなどがフジテレビに送付され、それを基に番組企画を進めたことに始まる。このように、対立する一方からの情報提供に対しては、他の一方についても十分な情報を入手し、トラブル当事者の相互関係を的確に把握した上で、両者対等の立場から取材に入ることが、特に私人間の場合は重要である。

やむを得ず一方からのみの情報に基づいて取材に入る場合には、最終的に相手方に対する取材とその言い分を取り入れるなど、十分なフォローが必要である。

本件の場合、テレビ局に送付された映像の内容が申立人の常軌を逸した行動であったため、それに引きずられて、申立人の行動を描くことに力点が置かれ、番組の視点が情報を提供した隣人の側に偏ったまま取材、編集が進んだものといえる。そのため、申立人の行動描写が中心で、本件トラブルの原因や経緯などの追求がおろそかにされ、公正、公平のバランスを欠く番組となった。たしかに、テレビに映る申立人の行動だけを見れば、バリケードを乗り越えて入り、チャイムを押しただけで帰る、罵声を浴びせる、道路のゴミを敷地内に投げ入れるなど、非常識な振る舞いであることは伺えるけれども、それを単に申立人の異常な行動として伝えた姿勢に問題があると考えます。

しかし、申立人が主張する「取材スタッフは情報提供者の家に泊りこんで取材した」というのは推測による誤りであり、また「申立人の主張する事実をすべてカットされた」という主張も、全部がカットされたわけではなく、正確ではない。

したがって、申立人の言い分をすべて容認することはできないが、それらを勘案しても、当該番組は公正、公平さの点で問題があったものと判断する。

ここで申立人の主張には直接関係はないが、隠しカメラによる取材について触れておきたい。本来、隠しカメラ、隠しマイクは原則として使用すべきでなく、例外として使用が許されるのは、報道の事実の公共性、公益性が存在し、かつ隠しカメラ、隠しマイクによる取材が不可欠の場合に限定されるべきである。

本件の場合、隣人トラブル問題の報道には公共性、公益性があり、また一方当事者からの情報を客観的に確認、検証するためには、隠しカメラの使用はやむを得なかったと思われる。しかし、本件は私人間の私的なトラブルであり、個人のプライバシーが最大限配慮されるべきケースであった。

したがって、隠しカメラで撮影した映像について、申立人の意見を聞き、反論があればそれを取り上げるなど、慎重な配慮が必要であった。

4. 結論と措置

一般に、対立する一方からの情報提供に基づいて番組制作に当たる場合（特に私人間の場合）は、提供された情報内容について慎重に事実関係を確かめ、相手方への取材も十分に行い、その人権や立場に極力配慮しなければならない。

本件の場合、取材・編集の軸足が当初から情報提供者側に置かれていたためであるから、申立人の意見や言い分も出来るだけ放送に反映する努力を払い、番組の公正、公平に努めるべきであった。しかし、対立する隣人の視点に偏り過ぎたため、申立人から見れば、一方的でバランスを欠いた放送であると認識されたことも無理からぬところである。

よって、本件放送は前記のとおり人権への配慮が不十分であり、放送倫理上問題があったと判断する。しかし、隣人トラブルは当事者にとって深刻な問題であるのみならず、現代社会の大きな課題であることを考慮すれば、本件番組には相当の公共性、公益性があること、また取材した事実に基づいて立脚していること、さらにやらせや捏造の跡は見受けられないことなどから、訂正放送の必要性までは認められないものと判断する。

なお、少数意見として、「本件は隣人トラブルに警鐘を鳴らすという企画意図のもとに制作されたが、申立人の社会通念上許容されない行動にのみ焦点を当てて、これを強調するあまり、結果として申立人の名誉を傷つけてしまっている。また社会に警鐘を鳴らすという企画意図が生かされず公共性、公益性に欠けると判断される。したがって、本件の放送は権利侵害に当たる」とする意見があった。

本委員会はフジテレビに対し、少数意見を含め委員会決定の主旨を放送するとともに、社内に徹底を図り、今後の番組制作に際しては公正、公平に十分配慮し、人権意識を徹底するよう強く要望する。

V. 審理経過

審理経過は別紙の通りである。

審 理 経 過

年 月 日	審 理 内 容
1999 8. 16	申立人の「権利侵害申立書」受理
8. 24	委員会審理、審理開始
8. 25	被申立人に「申立書」送付、「答弁書」と放送VTRの提出を要請
9. 10	被申立人の「答弁書」、放送VTR受理
9. 13	申立人に「答弁書」送付、「反論書」要請
9. 20	申立人の「反論書」受理
9. 21	委員会審理
9. 22	被申立人に「反論書」送付、「再答弁書」要請
10. 5	第1回起草委員会
10. 7	被申立人の「再答弁書」受理
10. 12	第2回起草委員会
10. 18	第3回起草委員会
10. 19	委員会審理、申立人、被申立人のヒアリング実施
11. 16	委員会審理
11. 24	第4回起草委員会
11. 29	持ち回り審理
12. 8	〃
12. 13	〃
12. 21	委員会審理、「委員会決定」原案了承
12. 22	「委員会決定」を通知、公表